

令和5年4月25日

各警察署長 殿

生活安全部長

地方創生臨時交付金の活用に関する働き掛けの推進について（通達）

第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰順天支援地方交付金」の増額・強化が示され、その後の閣議決定を受け、内閣府地方創生推進室から各都道府県財政担当課等宛てに発出された「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」交付金の対象となる推奨事業メニューの生活支援事業に「防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能の高い建物部品の購入等の防犯対策強化の取組に対する支援」という防犯対策が追加された。

それを受け、警察庁から『令和新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した防犯対策の促進について』（令和5年3月30日付け）が発出され、各都道府県警察において、県及び市町村に対して防犯対策への地方交付金の活用を働き掛け、防犯対策を推進するよう指示があったことから、市町村等への働き掛けについて下記のとおり、積極的に推進されたい。

記

1 対象

各警察署が管轄する市町村

2 交付金を活用した具体的な防犯対策事業（例示）

- (1) 防犯性能のある建物部品の使用
- (2) 防犯カメラの設置
- (3) 防犯機能を有する固定電話機
- (4) 宅配ボックスの設置 等

※(1)から(4)までの購入や設置に対する支援事業

3 実施要領

- (1) 別添依頼文を活用するなどして、市町村における地方創生臨時交付金の防犯対策への活用について働き掛けること。
- (2) 働き掛けの結果について、必ず市町村に確認すること。

4 （略）

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）